

令和4年12月21日

令和4年第4回岬町議会定例会

第3日会議録

令和4年第4回（12月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和4年12月21日（水）午前10時53分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 谷地泰平	2番 瀧見明彦	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 早川良	9番 竹原伸晃
10番 松尾匡	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 0名

欠員 0名

傍聴 2名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司	
副町長 中口守可	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田晃久	
副町長 松岡裕二	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山信幸	
教育長 古橋重和	総務部 企画地方創生監	寺田武司	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂嘉文
総務部長 会計管理者	西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里光則
財政改革部長	相馬進祐	しあわせ創造部理事	松本啓子
しあわせ創造部長	松井清幸	しあわせ創造部理事	松下亨
都市整備部長	奥 和平	都市整備部理事	吉田一誠
教育次長兼指導課長	澤 憲一	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和4年12月1日から12月21日（21日）

○会議録署名議員

8番 早 川 良 9番 竹 原 伸 晃

議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2 議案第59号	令和4年度岬町一般会計補正予算（第10次）について
日程第 3 議案第60号	令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）について
日程第 4 議案第61号	令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）について
日程第 5 議案第62号	令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）について
日程第 6 議案第63号	職員の定年等に関する条例等の一部改正について
日程第 7 議案第64号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第65号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第66号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第10 議員提出議案第3号	岬町議会委員会条例の一部改正について
日程第11 議員提出議案第4号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第12 議員提出議案第5号	消費税インボイス制度の中止を求める意見書

(午前10時53分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第4回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時53分でございます。

本日の出席議員は12名です。欠席議員はなしでございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○出口 実議長 日程第1、三常任委員長報告を議題といたします。

12月2日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

谷地泰平君。

○谷地泰平事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

12月2日の本会議において本委員会に付託されました3件の案件については、12月6日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第51号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第53号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）については、委員会記録のとおり、質疑応答はなく、満場一致で可決されました。

議案第55号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、賛成多数で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について、私の委員長報告を終わります。

○出口 実議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、中原 晶君。

○中原 晶厚生委員長 厚生委員会委員長報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました4件の案件については、12月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第51号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第52号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第54号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第57号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案についての委員長報告であります。

○出口 実議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、奥野 学君。

○奥野 学総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託された3件の案件については、12月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41号第1項の規定により報告します。

なお、質疑等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第51号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第56号、岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第58号、岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑、討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について、私の委員長報告を終わります。

○出口 実議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第51号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）についての討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○出口 実議長 反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第51号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）について、意見を申し上げます。

大きく2点について申し上げたいと思います。

1点目は、厚生委員会の中でも質疑させていただいた点ですが、債務負担行為として、リサイクル施設整備事業の計上に関わる問題であります。

委員会審査を通じて、廃プラスチック圧縮梱包機の故障により廃プラスチックごみとして分別して出したごみが9月から可燃ごみと一緒に焼却処分されていたことが明らかになりました。故障は致し方ないとして、修理の予算化に反対するものではありませんが、部品の調達に6か月程度かかるとのことであります。来年5月から6月まで現在の状況が続くことも確認されたところでもあります。そうであるならば、修理が完了するまでは廃プラスチックごみの分別は不要である旨を住民に知らせるべきではないかと委員会で主張いたしました。町としてはそうはしない、住民に知らせないとの答弁でありました。

理由は、一旦分別を止めたら、また分別が再開されたときに分別してもらえない、また、再開後に混乱する、廃プラスチックごみの中に別の種類のごみが混入されるなど述べておられましたが、ごみの分別は繰り返しの啓発活動と協力の呼びかけによって可能であります。ただし、その前提となるのは、行政の住民への信頼であると考えます。住民に信頼を寄せない態度を改めて、住民に事実を知らせるべきであることをこの場をお借りして、重ねて主張するものであります。

併せて、機械の故障ということでもありますから、今後、定期的な施設の保守点検の実施も求めておきたいと思っております。

もう1点は、みさき公園整備費としてアドバイザー報償費とモニタリング支援業務委託料が計上された点について意見を申し上げます。

とりわけモニタリング支援業務については今年度分ですから、残る約3か月ですけれども、その期間におよそ380万円が計上されております。さらに、来年度以降もこの予算は必要になるということが確認されたところであります。

みさき公園については、施設整備運営事業者が決まり、議会と自治区長を対象にした説明の機会は設けられましたが、詳細については、今後の課題となっているところであります。今後、逐一議会に報告するとともに、広く住民に内容についての説明をしていただくよう求めて、賛同したいと思います。

○出口 実議長 反対討論の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 賛成討論の方はございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私からも何点か要望を申し上げて、賛成討論とさせていただきたいと思います。

新たなみさき公園整備運営等に係るモニタリング支援業務委託とその委託料について、来年3月末までの約3か月の業務で393万9,000円という大変大きな額が支出されることとなります。これを来年度も行っていくという予定でありますので、年額にすると単純に1,575万6,000円という額になろうかと思えます。

これをみさき公園事業が続く限り、少なくとも開発運営事業者と締結している30年間、毎年行っていくということですから、単純に計算すると30年間で4億7,268円もの税金が支出されると、これは予想です。されますね。今回の393万9,000円が委託業務として高いのか、妥当なのか、安いのか分からないまま契約するというに少し不安を感じております。これは、この事業だけでなく、9月議会の私の一般質問でも申し上げましたが、コミュニティバスの運営事業者の選定方法であったり、その他の事業の事業者選定方法でもうかがえております。

とかく町財政が厳しい、厳しい、そして厳しいと言われる中、大切な職員の皆さんの給与はカットされ続けている一方で、結構、高額なコンサル料金であったりとかその他の事業でも競争入札など、できるだけ予算を抑えようとする動きや働きというのが見えにくい、見えない。事業者から提案されたままの金額にて契約することに支出面での総合的なバランスに少し疑問がわいております。

今回の委託事業者の選定理由が新たなみさき公園整備運営事業の経緯を理解したコンサル事業者だからということですが、この件に関しても、新たなみさき公園整備運営等事業の経緯を理解していることが必ずしもアドバンテージとなったりメリットになるとは私は思っておりません。全く新たな事業者による新しい視点と新しい方法が逆に発展し、利益をもたすことは大いにあります。私は、これこそが常に挑戦すること、チャレンジすることだとも思っております。

過疎地域に指定された岬町、それを抜け出すためにも、私は職員の皆さんの給与カットを続けるのであれば、こういった一つ一つの業務委託についてもしっかりと競争が働くような環境を自ら作り出し、少しでも予算を抑え、無駄をなくす努力をしていくべきだと考えております。それなので、こういった高額な業務委託に関しては、できるだけ競争入札もしくはプロポーザル方式、またはプロポーザル方式と入札を併せた総合評価落札方式を採用していただいて、常に必要を担

保しながら、無駄を省き、予算を抑えるチャレンジをしていただきたいと、このように要望しておきます。

業務内容は事業委員会で聞きましたが、果たしてその業務内容に見合った金額なのか、町財政側はもちろん、我々議員も今後出てくるであろう成果物のチェックとその評価をしっかりとしていく必要があると思います。

今回の事業委託については、初回ということもあるので、私は賛成の立場で討論を申し上げますが、この委託業務の成果物の評価のいかんによって、次年度以降のこの委託業務の賛否についてはしっかりと判断をさせていただくことをお伝えしておきたいと、このように思います。

また、別件で、各保育所に遊具等を設置するために、子ども活動支援補助金を活用し、今回、各保育所に遊具等を設置することはとても評価できるものと思っております。委員会でも述べましたが、引き続き、子育て支援センターもそうですし、私がテーマとしている児童公園の利活用促進の一環として、ぜひ各自治区の児童公園の遊具についても、自治区や住民の皆さんと利活用をされる児童公園のあり方を話し合った上で、各自治区が望む公園とするための必要な遊具の購入として、この子ども活動支援補助金を活用いただけたらと、このように思っております。

また、別件で、債務負担行為であるリサイクル施設整備事業について、廃プラスチックの圧縮梱包機が故障し、緊急に修理しないといけないということが分かりました。9月から故障し、部品が来年の3月に入ってくるとのことで、このことでリサイクルできない見込み量が約5万5,000キログラムにもなるとのことです。今後、再びこのようなことが起こらないよう、日々のチェックやメンテナンスの強化、また経年劣化だと壊れそうな部品のストックを前もってしておくことや臨時のストックヤードの事前の確保、また委員会でも申し上げましたが、近隣他市町との連携による非常事態での助け合いや受入体制の話し合いなど、この機会に進めていただきたいことを要望しておきます。

最後に、職員の皆さんの給与の独自減額及び管理職手当の独自減額率の変更について、ずっと続いている職員の皆さんの給与の減額、そして財政見通しがなかなか立てられない町の現状があるということも言われている中で、職員の皆さんにとって希望の見えない、先の見えない中で職務に当たられているということです。これでは仕事に向き合うモチベーションも下がる一方かなと、このように危惧をしております。こんなときだからこそ、町全体でこんなまちづくりを目指そうという目標設定、また、その下には各部や課による目標設定、さらには個人的な目標を設定し、それを公表して、達成に向けて一丸となって頑張る、達成状況によっては減額措置の解除を目標設定にしてもいいのではないかと、このように私は思っております。メンタルヘルスで悩む

職員の方も多くいらっしゃると思います。明るい希望を目標設定にし、活気ある職場、チームビルディングを高めていくような取組をぜひ行っていただきことを要望しまして、私の賛成討論といたします。

○出口 実議長 反対討論、賛成討論の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで討論を終わります。

これより議案第51号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第52号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)についての討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第53号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第54号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第55号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論ございませんか。

賛成、反対。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第55号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定について、賛同するには至らない理由を申し上げて、討論に参加したいと思います。

様々、事業委員会で質疑をさせていただきまして、委員会終了後も担当課の方から疑問にお答えいただき、求めた資料も受け取りました。その上で、なお賛同するに至らない理由を申し上げます。

今回、ご提案の管理者は、実質的には開園以来の事業者であり、少なくとも前回5年前の事業者から提案された申請書の履行も引き続き運営を任せる以上、判断の基準になるべきと考えます。

5年前の申請書に記載のあった住民割引として、岬だよりに年1回、割引券広告を掲載するというものがありましたが、実施されていなかったことが判明いたしました。事業者が自ら提案した事項について履行されていなかったことは曖昧にはできません。今回の申請書にも同様の記載

がありますので、実施されることを注視したいと思います。

また、請求に基づいて、今回の申請書を配付いただき確認いたしました。前回以上に黒塗り部分が多く、とりわけ収支計画書が全面的に黒塗りになっており、どのような経営上の計画をお持ちかが皆目不明であります。さらに、収支計画書には、町への利用料金の納付については適宜協議させていただきたいと記載されており、コロナ禍の影響による分割納付のこととも考えられますが、2018年度以降の納付金の引下げをさらに拡大することが含まれているのか、不安視されるところであります。

申請等について、ここで多くを語るのはいかがかと考えますので割愛いたしますが、人員配置、勤務ローテーションの表において、開園時刻が午前6時からの3月から11月期の人員配置が6時45分からと記載されており、これ、意味が分かりますか。朝6時から開園する期間の人の配置が朝6時45分からとなっているということなのですけれどね。恐らくこれはケアレスミスと思われる内容ではあります。選考審査委員会でお気づきにならなかったのかと疑問を感じるものでもありました。

専門的な知識と経験を活かし、地元と岬町に貢献されているということは私なりに理解しているところですが、不明瞭な点が多く残されており、賛同には至らないものであります。

○出口 実議長 賛成討論の方、ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第55号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

事業委員会の委員でもございますし、事業委員会でも賛成の討論をさせていただいて、重なるところは多々ございますが、この場でも発言させていただきます。

今回、新たな指定期間が5年ということで、海釣り公園の運営を任せるといったことでございまして、三つの理由を述べさせていただきました。

一つ目は、このような議案審議をさせていただいた、その選定方法ですね。しっかりとしたものであったというふうに認識をさせていただいたところです。海釣り公園というのは、ノウハウが必要な事業でございますし、専門性が高いところでございますので、その審査の内容を見させていただいたということでございます。

二つ目の理由として、この施設自体が岬町の名所であり、来ていただいている方のご意見を聞くこともございまして、その意見を聞いたところ、大変喜ばれている意見が大半というか、全員だと感じておりまして、それを運営している事業者に間違いはないのかなと。

そして、三つ目の理由といたしまして、地元雇用、そして地域の活性化に寄与されているということも忘れてはいけません。前回、今期ですね、コロナの影響もあって、5年間、大変しんどい事業経営をしていただいたと思われませんが、次の5年間はもう伸びていくだけというふうな期待もいたしまして、賛成とさせていただきます。

○出口 実議長 ほかに賛成討論、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 賛成の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第56号、岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について討論を行います。討論ございませんか。

○出口 実議長 反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 反対ですか。中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第56号、岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

個人の尊厳の確保、基本的人権の擁護をうたった現在の岬町の条例から新たな産業の創出並びに活力ある経済社会のために個人情報を活用することと目的が大きくとって代えられようとしていることに対し、今議会の2日目の大綱的質疑で町の考えを問いましたが、国なりの姿勢がまざまざと示されたところであります。

発端をつくったのは岸田政権ではありますが、住民の多種多様な個人情報を企業の利益のために売り渡す手先のように岬町を使うやり方に憤りを禁じ得ません。岬町としてもそのことを深く自覚し、住民を守る立場に立ち切ることを改めて求めて、反対討論といたします。

○出口 実議長 賛成討論の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について討論を行います。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 反対ですか。中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第57号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について、反対の立場で討論に加わります。

デジタル関連法との関わりで、国基準に一本化せざるを得ない事情はお察ししますが、この条例改定が地方自治体の手足をしばるてこととして働いていく懸念があり、反対するものであります。

○出口 実議長 賛成討論の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第58号、岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

○出口 実議長 日程第2、議案第59号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第10次）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第59号、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和4年度人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた条例改正による賞与及び月例給の増額などの人件費、ふるさと納税の増加に伴う関連経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の精算に伴う国庫負担金及び国庫補助金の返還金、国の第2次補正予算として計上された妊娠・出産時の経済的支援や相談支援に係る経費及び町道西畑線整備事業に係る経費並びに町道西畑線整備事業に係る繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正予算を計上するものでございます。

今回の議案につきましては、先に上程いたしました一般会計補正予算（第9次）編成後に生じ

た事由によるもので、いずれも早急に対応が必要なことから、追加事案として上程させていただきましたことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,469万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億325万2,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、11ページから14ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして9,440万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、妊娠時から出産・子育てまで身近な伴走型の相談支援と経済的支援をパッケージで行う出産・子育て応援交付金事業費に充当するための出産・子育て応援交付金503万円を、町道西畑線整備費に充当するための社会資本整備総合交付金（道路整備等）8,937万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、国庫支出金でご説明いたしました出産・子育て応援交付金113万3,000円を計上いたしております。

寄附金といたしましては、ふるさと納税の増加に伴い、岬ゆめ・みらい寄附金2,820万円を計上いたしております。

繰入金といたしましては、4,785万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金3,544万5,000円を、ふるさと納税をして頂いた方々への謝礼品等の必要な経費に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金1,240万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

町債につきましては、町道西畑線整備費に充当するための町道整備事業債7,310万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページ、4ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては15ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

議会費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、55万1,000円を計上

いたしております。

総務費といたしまして1,568万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整のほか、ふるさと納税をして頂いた方への謝礼品として岬ゆめ・みらい寄附謝礼846万円を、謝礼品の発注業務に必要な事務費として、ふるさと納税返礼品発注等業務委託料372万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして501万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴うもので、そのうち特別会計で支弁する人件費については、国民健康保険特別会計繰出金39万2,000円を、介護保険特別会計繰出金38万5,000円をそれぞれ計上し、各特別会計との調整を行うものでございます。

衛生費につきましては2,970万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整のほか、妊娠時から出産・子育てまで身近な伴走型の相談支援と経済的支援をパッケージで行う出産・子育て応援交付金事業費として、妊娠届出時及び出生届出時にそれぞれ5万円相当を給付する出産・子育て応援ギフト給付金650万円を、システム導入委託料を含む事務費80万1,000円をそれぞれ計上するとともに、過年度に交付された国庫支出金の精算に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金560万2,000円を、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金1,601万円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、18万6,000円を計上いたしております。

商工費につきましても、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、32万2,000円を計上いたしております。

土木費につきましては1億6,378万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整のほか、町道西畑線道路改良工事1億6,250万円を計上するとともに、特別会計で支弁する人件費については、下水道事業特別会計繰出金23万8,000円を計上することで、特別会計との調整をいたしております。

教育費につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、123万8,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、ふるさと納税で頂いた岬ゆめ・みらい寄附金2,820万円を岬ゆめ・みらい基金へ積立てするものでございます。

次に、5ページをご参照願います。

「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により、翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、町道西畑線整備事業を計上いたしております。繰越限度額につきましてはご覧のとおりとなっております。

次に、6ページをご参照願います。

「第3表 債務負担行為補正」をご欄ください。

債務負担行為として、町道西畑線整備事業を追加するものでございます。期間及び限度額につきましてはご覧のとおりとなっております。

続きまして、7ページをご参照願います。

「第4表 地方債補正」をご覧ください。

町道整備事業を追加するもので、限度額を7,310万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 議案書の12ページの岬ゆめ・みらい寄附金についてお尋ねをさせていただきます。

10月の臨時議会におきましても、第8次で補正が6,200万円弱の高額な、見込額になるのでしょうか、たくさんの金額が上がっておりましたが、今回も2,820万円という追加がたくさん出ておりますけれども、これも追加の見込額になるのか、その算出根拠、前は多奈川に工場を作って、シャワーヘッドを生産されるということでしたので、今回はどういう根拠でこの数字が出たのか、お教えいただきたいと思っております。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

お礼品につきましては、10月補正で寄附相当額を要求しておりましたが、年末にかけて予想以上の寄附が見込まれるため、かつ、品目も増加を現在、検討しております。

当初は375件を想定しておりましたが、年末にかけて多くの方から岬町にご寄附を頂いているということで、543件を現在、見込んでおります。

算出の見込み方なんですけど、やはり土日とか祝日については結構多くの方にご寄附を頂きますとともに、ポータルサイトを活用して、皆さんにご寄附いただけるんですけど、ポータルサイトで、3と8が付く日がポイントがアップするとか、そういうポータルサイトによっていろんな取組がございまして、そういう日とか、あと年末の29日から31日にかけて特に多いということもありまして、日に10件程度見込んでございます。平日は一般的に少ないので、4件程度見込んでいますんですけど、ただ、こちらにつきましては、どれだけ最終的に寄附をいただけるのかというのはなかなか見込みにくいところではありますので、当初、10月の時点より現在、寄附の件数が増えたということで、今回、補正させていただいたところでございます。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 今、担当から聞かせていただいたように、年内の駆け込みの申込みが多々あるということで、大変結構なことだと思いますので、今後またよろしく願いいたします。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 私からは大きく2件、質問のほうをさせていただきます。

1件は、先ほど奥野議員からも質問のあったふるさと納税の寄附についてなのですが、やはり第4回臨時会と同様に、シャワーヘッドミラブルの寄附が好調というご説明であったかと思うのですが、実際、ポータルサイトを確認したところ、現在、ミラブルってさとふるだけに掲載されているのかなというふうに認識しているのですが、ほかにも岬町ではふるさとチョイスとか、ふるぽとか、ポータルサイトを使用していると思うのですが、これ、やはり寄附の増加というところを、これだけ好調であったならば、そういったほかのポータルサイトでも掲載というところは考えていないのかなというところと、あと第4回臨時議会にて製造事業所の登記の件が少し遅れているよという説明があったかと思うのですが、それが現在、どういった進捗なのかというところを確認させていただきたいです。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

他のポータルサイトということで、現在、議員がおっしゃるように、さとふるのみで掲載しております。ちょっとこちらにつきましても、最終的にはいろんなポータルサイトに掲載することで、より多くの寄附を頂けるというのはご指摘のとおりだと思いますが、ちょっと時間的に、掲載するまでに結構時間がかかるということで、まずはさとふるから取扱いを開始したというところが現状でございます。

2点目の進捗状況でございます。こちらにつきましては、10月の臨時議会でも説明させてい

いただきましたが、当初は10月末を目途に契約する方向で進めているとサイエンス側から説明を受けておりました。しかしながら、所有者とサイエンス側で現在も交渉が継続中となってございます。当初は、双方で、賃貸の物件ということで、月額等の金額に合意をしておりましたが、再度、所有者のほうからサイエンス側に申入れがあったということで、再度、協議が必要になったと伺っております。

進捗につきましては、毎日毎日、サイエンス側に聞くというのもなかなかできないもので、一定の期間をもちまして、どういう状況になっているのかと、我々もなるべく早くしていただきたいということで、契約交渉内容を確認しておりました。一応、12月12日時点で進捗を確認しましたところ、契約案を双方で確認し合うという作業を進めておまして、サイエンス側から所有者に契約案を提示して、連絡待ちであると伺っておりました。本日早朝に再度、サイエンス側に連絡したところ、所有者のほうから契約書の提出があって、サイエンス側がはんこをついて、仲介業者に提出して、年明けには契約を締結するというのを伺ってございます。

我々も、早急に進出いただけるようお願いするとともに、進捗について随時、連絡いただきたいということは申し入れております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの説明をいただいた中で、ポータルサイトについては、とりあえず今はさとふるだけでも、引き続きほかのサイトにも展開していくということなので、そこは順次、進めていただければと思いますし、あとは実際、事業所の契約の件についても、ある程度、今、進捗が出てきていて、年明けぐらいには進出できそうな見込みということなので、ここも引き続きフォローして進めていただければと思います。

それと、ほかにも質問があるのですけれども、今度は補足説明資料の5ページの出産・子育て応援交付事業費、こちらについて、予算額、出産・子育て応援ギフト給付金650万円、これの対象者が妊娠届出80人、出生届出50人という人数が一応、算出根拠として示されておりますけれども、これは、実際、妊娠届出されたときと出生届出されたときに5万円ずつ給付するところなのですけれども、出席届は当然、これから生まれる、もしくは既に出生された方というところで、そこからある程度、推定しているのかと思うのですが、妊娠届出、これは実際に80人、出生で50人というところで、30人の差があるのですけれども、これは恐らく令和5年度に出産予定というところで、次の令和5年度のタイミングでまた新たに5万円を30人の方には給付するという考えでいらっしゃるのかと思うのですが、そこについての説明と、あと対象者への案内というのはどういった方法で行うのかと、あと、いつぐらいから案内を開始されるのか、

この点について説明をお願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の国の出産・子育て応援交付金を活用しまして、今回、経済支援ということで、妊娠届出時に5万円、出生時に5万円を給付する事業でございます。

今、谷地議員が言われましたように、80人と50人の差につきましては、令和4年度に限った予算計上ですので、その差は令和5年度以降になるということでございます。

あと、周知方法等につきましては、まずこの制度の周知については広くホームページ、SNS等、またLINE等を通じて周知はさせていただくとともに、対象となる方につきましては個別通知をさせていただく予定となっております。

時期につきましては、今後、国のほうからの説明会がこの12月26日に行われます。その後、実施要項、補助金の交付要綱等が示された中で、具体的な内容が出てくるかと思えます。できる限り早い段階で実施をしていきたいということで、今回、追加での補正予算のお願いをさせていただくとともに、担当としても内容等を熟知しながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

○出口 実議長 よろしいですか。ほかの議員さん。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私も、出産・子育て応援交付金事業費の件でお聞きしたいと思えます。

まず初めに、この事業の内容、概要なのですが、これにつきましては、先日、国のほうで2022年度第2次補正予算が可決、成立したと。その中で、子育てについては、従来、幼児教育とか手厚くしているのですが、子育て支援の中で、特に0歳から2歳のこの間の児童については手薄であったと。ということで、今回、とりあえず妊娠・出産時の支援というように盛り込まれたものだ。その支援のあり方も、妊娠時と出産時の届出時ですね、そのときに5万円相当のクーポンというふうに国は言っていたのですが、経済的支援があると。と同時に、伴走型支援として、妊娠届を出した時点から相談体制ですね、面談して妊婦を支えていくというような両面にわたる、これは支援だというふうに思うのです。国でそういうふうに盛り込まれて決定した事項について、それを今回は岬町として具体的に取り組むための予算であるというように認識しているのですが、この認識で間違いはないでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員のほうに紹介をしていただいたとおりで、補足説明資料の7ページに詳しく出産・子育て応援交付金という形で資料を示させていただいております。

今、議員が言われましたように、2の事業内容につきましては、妊娠や、特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添って、出産・育児等の見通しを立てるための面談等、伴走型相談支援の充実と、あと経済的支援ということで、合計10万円相当を一体的に実施する事業となっております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 経済的支援のほうなのですが、これは国で言ったのはクーポン、5万円相当ですね。妊娠時ですとマタニティの用品とか、そういうのを買うことができるクーポン券を発行すると。そのクーポン券は地元企業で購入するようにすると、地元経済の振興にもつながるということでしたが、この予算書によりますと、これは給付金として、現金給付としてあるのですが、その辺の考え方はどのようなことでしょうか。お聞きしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

今、議員が言われましたように、国のほうではクーポン等による給付について、子育て目的に限定されることが可能であるということと、有効期限を設定することにより消費につながりやすいと。また、今、ありましたように、地域の経済の発展にも寄与できるということで、国のほうは示されております。ただ、岬町においては、町独自でそういったクーポン券を活用する仕組みがなかなか構築するのが難しいということで、国のほうでは広域的な取組も提案はされているところでございますが、まだ具体的なことは何も示されていないところでございます。そういった仕組みが整うまでの間は、当面、現金給付で行っていきたいというふうに考えております。

また、広域的なクーポン券を活用した制度、仕組みが構築されるようになれば、そういったことも検討しながら、岬町の対象となる方に有利な制度であれば取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほう、よろしく申し上げます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 確かに岬町内にはあまりそういうベビー用品ですね、妊娠・出産に関わる用品を取り扱う商店、企業が少ないですね。そういう意味では、阪南市、泉南市の店舗などでも利用できるという広域で取り組むということが必要かと思うのですが、とりあえずは、でも手元に早く届けたいという思いでの現金給付5万円だとお聞きしました。これは当事者にとっても非常にありがたいことだと思います。これは住民にとって非常に助かる事業でございますので、どうぞ

周知徹底のほう、確実に取り組んでいただいて、一日も早く対象住民の手元に届くように取組をお願いしたいと思います。

○出口 実議長 質疑途上ではありますが、お諮りしたいと思います。

本当はこれが終わってからと思っておりますけれども、12時の2分ほど前になってきましたので、暫時休憩をしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 では、異議なしと認めます。

暫時休憩をすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

再開は13時0分になりますので、よろしくをお願いします。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

辻下議員から、5分から10分遅れると連絡が入っておりますので、ご了解のほど、よろしくをお願いいたします。

では、引き続き質疑を行います。

中原 晶君。

○中原 晶議員 何点かお尋ねいたします。

まず、第1点目にふるさと納税のことで、先ほど来の質疑を聞いていて、私もお聞きしたいことが出てまいりました。というのは、サイエンスという会社が岬町内に、簡易なものだと思えますが、工場めいたものを作ると。事務所というのかな。それがあつたために、ミラブルという商品をふるさと納税の返礼品にできるということであつたと思うのです。

それで、その会社が進出を既に行っているのかと。岬町内で事業を行っているのかということについては、午前中の質疑でまだということが確認されました。

それで、年明けぐらいから稼働できるのかなというような見通しを持つような答弁でありましたけれども、そこはどうなのでしょう。契約の成立の見通しが随分立ってきたということかなと聞いていて思ったのですが、もう確実にそう日を置かず、契約が成立し、多奈川の物件を借りて事業所として稼働ができるというふうに考えていいのか、念のため、確認させていただきたいということと、それから、ふるさと納税というのは1月から12月までということで、税に関す

る手続ですので、控除等に使ったりするわけですよ。それが今年の12月までにふるさと納税をしていただいた方が返礼品としてミラブルを選ばれたと。だけれど、今年中に岬町内でこの事業所が事業を開始していないということになったら、扱いはどんなふうになるのかとっていて、返礼品の基準であるとか、割合であるとか、私は国は口を出し過ぎではないかと思うこともありました。決まり上、どのように運用されるのか、参考までにお聞きしたいということがふるさと納税に関わることであります。

それから、出産・子育て応援交付金事業費についてもお尋ねしておきたいと思います。

出産した場合、岬町からも出産祝い金が受け取れるという状況になっておりますが、この該当する時期に出産された方は重ねて受け取るということになると考えて差し支えないか、念のため確認をさせていただきたいということと、それから、お配りいただいた補足説明資料の5ページのちょうど真ん中あたりに、「ただし」ということで、交付金事業の対象について書かれています。令和4年度は4月以降の妊娠・出産も対象と書かれていて、このことが私には、意味がよく分かりませんので、要するに、遡及するというのと受け取っていいのか、ご説明をいただきたいと思っています。

それから、この交付金事業なのですが、伴走型ということで、岬町も今回、国が出している方針の半分ぐらいまでは行っているのではないかというふうに私は感じておまして、こんにちは赤ちゃん訪問とか、何かいろんな努力を重ねてきているというふうに思っています。それにさらにプラスをしてということかと見ているのですが、これ、実施主体は市区町村となっておりますので、岬町の場合は担当部や担当課はどこになるのか。それから、そこへの新たな、この事業を行っていくための人の配置も必要になってくるのかどうか、お聞きしたいということと、資料の7ページの国の第2次補正予算案の説明の抜粋だと思うのですが、これ、大きな2番の真ん中の四角の説明の中なのですが、事業の内容で、ちょうど真ん中に、横に帯のように「伴走型相談支援」とあります。その帯の右端の(*2~4)「SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨」というように書かれています。この中身について、岬町として何か具体的に考えておられることがあれば、お聞きしたいというのが出産・子育て応援交付金事業費に関わる質疑です。

最後ですが、コロナに関わってお尋ねします。

新型コロナワクチンの接種体制確保事業費ということで、国と府かな、国ばかりかな。何せ返還金が発生しているということで、これは人数とかそういうことが分かるものか、どういう単価になっているかというか、算出の根拠がよく分かりませんが、見越していた、大体いつも

どれぐらいの割合、何割ぐらい接種しに来てくれるだろうと思ってとかいうふうに説明されますが、その見込みまで達しなかったということなのかと思っているのですけれども、人数などで返還金の規模ですね、このあたりのイメージがわくような指標があればお聞きしたいというのが一つです。

それから、先だって回覧で、全戸配布の形に今なっておりますが、ワクチン接種について、初回であったか、お昼ご飯を食べたときに資料を持ってこようと思ったのに忘れまして。すみません。初回であったか、1・2回目であったのか、何かとにかくワクチンを接種していない人は12月末で終了するからというようなことを書いてあったかと思うのです。ごめんなさい、資料なしでしゃべっていて。そこにどう書いてあったかということにもよりますが、そうであるならば、1・2回目の接種をしていない人はこの先どうなっていくのかというのを参考までにお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

午前中にも進捗についてはご説明させていただいたとおりでございます。本日、確認したところ、当初は10月に契約し、年内に事業を始めるというところの計画でございました。ただ、本日、確認しましたところ、所有者とサイエンス側で契約について交渉しており、1月初めには契約を締結できるとお聞きしております。その後、そもそもそちらの多奈川の場所については、開発研究拠点ということで、そちらを設置すると。それに伴いまして、議員おっしゃいましたように、簡単な組み立てとかもやるという方向で調整しているというふうにお聞きしております。

具体的にスケジュールとしては、早急に事業に向けて取り組んでくださいということで、再三、我々のほうはお願いしているという立場でございますので、随時、進捗を確認しながら早めに事業をやってくださいということをお願いしているのが現状でございます。あと二つ目のご質問なんですけど、ふるさと納税につきましては、1月から12月までの寄附につきまして、今年度の寄附金の対象になるというところでございます。

繰り返しになるんですけど、当初の計画では、年内に事業所の進出が完了するというふうになっておりましたので、寄附額が増加する年末に合わせて、ポータルサイトへの掲載や返礼品などの取扱いを含めて双方で合意し、開始したところが経過でございまして、しかしながら、契約が合意に至っていないという現状がありますので、繰り返しになりますが、本町におきましても、早急に進出いただけるようにサイエンス側をお願いしているところでございます。

問題があるのかどうかにつきましては、ちょっとどちらとも言えない状況なのかなというところ

ろでございます。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。何点かありますので、もし漏れていましたら、また指摘をお願いしたいと思います。

まず、今回の経済的支援につきましては、出産祝い金の受取りの有無にかかわらず対象となります。

あと、ただし書きに令和4年度は4月以降の妊娠・出産も対象ということで、お見込みのとおり、遡及適用するというところでございます。

あと、これまでの支援につきましては、保健センターを中心に妊娠から出産・子育てに関して切れ目のない対応、支援を進めてまいりました。主に保健センターでは、保健師や助産師の専門職の面談を中心に、妊娠から出産・子育てに通じての支援を行ってまいりましたが、今回、改めて妊娠8か月前後の面談を追加する予定をしております。この時期につきましては、出産時や出産後の生活についての具体的な考えも必要であるため、出産前後の役場での手続や出産前後サービス、また夫の育児休業取得などの情報も提供できればなというふうに考えております。特に地域福祉課、保健センターでの業務となります。

出産・子育て応援交付金に関する回答は以上となります。何か抜けていましたか。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 人の配置が要るようなことはあるんですかということと、それから、伴走型のSNSとかアプリとかの。

○松井しあわせ創造部長 そうですね、すみません。

今回、8か月前後での相談に対応するために、専門職の助産師をお願いするのと、継続的に保健センターの保健師が今の体制で携わっていく予定をしております。

それで、国の資料で示されていますSNSやアプリを使った情報発信や随時相談の実施を推奨ということで、具体的にどういうものがあるかは把握しておりませんので、まだこういった形で岬町が取り組めるかというのは今のところは未定でございます。

あと、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる返還金の関係でございますが、ワクチン接種は令和3年2月ぐらいから医療従事者の方からの接種が始まり、高齢者を優先的に5月の下旬から接種を始めさせてもらっています。それが初回接種ということで、1回目、2回目の接種を行い、令和3年度に関しては、その後、3回目の追加接種の方針が出まして、初回接種から8か月を経過後、3回目の追加接種を行うということで、その中で、また前倒しということで、7か月、

6か月という形で進めてまいりました。実際には、令和3年度の補助金ないし負担金の対象となるのは、令和3年度末までに実施したワクチン接種に対しての補助金、負担金ということが今回示されました。引き続き、継続して4回、5回というふうに接種が令和4年度に続いていまして、令和3年度から4年度に繰越しできるかどうかというのも、最近、繰越しをせずに、令和3年度末で一旦清算するという形になったことが原因で返還金が生じたということで、接種率を何%見込んで、実際にはそれに達しなかったというような具体的な数値ではなく、時期が年度末で一旦清算となったことで返還金が生じたという形でのご理解をお願いしたいと思います。

あと、各戸配付の内容につきましては、初回接種のワクチンについては従来株に対応したワクチン、今はオミクロン株対応のワクチンということで、初回接種のワクチンはオミクロン株は接種できないということで、従来株のワクチンの数も限られてきまして、追加での供給もない状況です。それも含めて、年内に打っていただきたいということをお願いしていますが、臨時接種につきましては来年の3月31日までとなっておりますので、ワクチンの在庫状況にもよりますが、初回接種は引き続き来年の3月31日までの接種が可能というふうに担当としては考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 出産・子育て応援交付金事業なのですが、これは良い取組だと単純に思いますので、この取組を通じて、例えば誰かの援助がなければ児童虐待に至ったというようなところを食い止めたりとか、そういったことにも役に立つと思いますので、ぜひこれは活用して、充実した取組をというふうに思いますので、まだ詳しいこと、担当課としてもまだ分からないところがあるような印象を受けましたし、私もよく分からないのですが、必要な人の配置であるとか事業内容等について、より良いものをぜひつくっていただきたいと思います。

それで、1点、分からないのは、資料を見ていて、妊娠期と出産時、5万円ずつ受け取れるじゃないですか。今の計画だとね。妊娠届を出したときと出生届を出したときということなんですよね。妊娠届を出さずに出生届を出す人っていないか。もしいたら、5万円しかもらえないのかと、そんな、何というか、単純というか、そんなことを考えまして、そこはどうなのでしょうね。あまりないと思うのですが、突然、出生するということが重大な状況にありそうな気がするのですが、あまりないとは思いますが、届出が片方になった場合は片方しかもらえないというように受け止めるべきなのかと思ひまして、この確認が一つです。

それから、引越した場合は、これは全国どこでも同じような事業を行うと思うのですが、妊娠届を岬町以外の市区町村で提出をされた。そのときにお住まいのところで一定の5万円

相当の現金になるのか、クーポンになるのか分かりませんが、そういうサービスを受けたと。岬町にやってきて、岬町で出産をしたと。そうしましたら、出生届を出した岬町で5万円相当の何かをもらえると。そういう仕組み、引っ越してきた人の状況などもつかみながら、これは進めていくことになるのでしょうか。連携といますか、他の市区町村との連携がどうなのかと思い、参考までにお聞きします。

制度設計はまだこれからかもしれないので、分からなかったらいいのですが、せつかくの制度ですので、対象になる方に確実に受け取っていただきたいと。そして、サービスも受けられるようにしていただきたいと思ってお尋ねしているんですよ。

それで、その点でいうと、妊娠届とか出生届のときにキャッチできていたらいいのですが、その後で岬町に越してきた人というのは、この伴走型支援の対象になるのかどうか、そのあたりについても、もし分かれば教えていただきたいと思います。

コロナのワクチンについては、掲載しようと思えばできるのだと思うのだけれど、理屈は分かりました。令和3年度までの分として一旦、勘定を閉じるというか、そういうことが起こってきたので、今回、返還金を支出するということになったという事情について分かりましたので、理解いたしました。

出産・子育て応援交付金について、もし分かることがあれば、お答えいただければと思います。お願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、妊娠届を出さずに出産というのは、今までもそういったケースがあったのかどうかの把握はしていませんけれども、通常は妊娠届を出していただいて、産婦健診とか適切なクーポンを受け取っていただきながら、定期的な健診も受けていただくということで、まずは呼びかけとしては、妊娠された方については妊娠届の母子手帳の交付についての周知はまたしっかりとやっていきたいと思っていますので、ご理解のほう、よろしくをお願いします。

あと、支援に対しての転入・転出の部分については、やっぱりしっかりと他の市町村との連携は必要と思います。今、おっしゃられたとおりに、なかなかこれから制度設計というところもあって、また今後も国からの質疑応答集も出てくるかと思っています。そこはしっかりと把握をしながら、対象となる方へ不利益が生じないよう取り組んでいきたいと思っていますし、転入された方について、必要な相談業務については、当然、岬町の住民の方ということで、しっかりと把握をしながら、担当としても対応に当たっていききたい、努力していききたいと思っておりますので、ご理解の

ほう、よろしくお願ひします。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 答弁でいろいろよく分かりました。

全然違うことなのですが、配られている補足説明資料の1ページの人事院勧告の対応分のことなのですけれども、これは今、聞いてもいいのですか。どこで聞くのが適当なのか、よく分からなくて、この後、議案も出てくるし、そこなのかと思ったりしているのですが、私が聞きたいのは職員組合との協議の中身のことを聞きたいのですけれども、どこで聞くのが適切なのか教えてください。

○出口 実議長 後でお聞き願えますか。

相馬進祐部長から少し補足説明がございますので、よろしくお願ひします。

○相馬財政改革部長 お手元の資料の3ページの真ん中より少し下のところなんですけれども、岬ゆめ・みらい基金繰入金ということで、予算額が12,407円となっております。千という文字が抜けておまして、正確には12,407千円でございます。訂正して、お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

○出口 実議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第10次)についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第3、議案第60号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第3、議案第60号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）につきましてご説明させていただきます。

本補正予算につきましては、人事院勧告に基づき、国民健康保険特別会計で支弁する職員給与等の調整に係る経費について編成いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,527万9,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては7ページと8ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

繰入金、他会計繰入金につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、職員給与費等繰入金として39万2,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては9ページと10ページを併せてご覧ください。

総務費、総務管理費につきましては39万2,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、増額をするものです。以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第4、議案第61号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）
についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第4、議案第61号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）
についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、令和4年度人事院勧告に基づき、下水道事業特別会計で支弁
する職員給与などに係る調整によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ6億1,789万2,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願いま
す。

繰入金につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴う増額により、一般会計繰入金
23万8,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願いま
す。

総務費につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴う増額により、下水道総務費1
8万2,000円を増額計上いたしております。

事業費につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴う増額により、下水道事業費5
万6,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次)についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第5、議案第62号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第62号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和4年人事院勧告を踏まえた給与法の改正に伴い、本町においても、国の改正法律に準じた給与支給を実施するため、介護保険特別会計で支弁する職員給与等に係る経費について予算編成をいたしております。また、歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております総務費、地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,813万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

保険料、介護保険料につきましては、職員給与費等の増額による財源調整に伴い、第1号被保険者保険料4万3,000円を増額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金といたしまして、5万8,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員給与費等の増額による財源調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業2万7,000円を増額、地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業3万1,000円を増額計上いたしております。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金につきましては、職員給与費等の増額による財源調整に伴い、地域支援事業交付金2万8,000円を増額計上いたしております。

次に、府支出金、府補助金といたしまして2万9,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員給与費等の増額による財源調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業1万3,000円を増額、地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業1万6,000円を増額計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして38万5,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員給与費等の増額による財源調整に伴い、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業1万3,000円を増額、地域支援事業繰入金、包括的支援事業、任意事業1万6,000円を増額、その他一般会計繰入金35万6,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

まず、総務費につきましては、令和4年人事院勧告を踏まえた給与法の改正に伴い、本町においても、国の改正法律に準じた給与支給を実施するため、総務管理費27万9,000円を増額、介護認定審査会費7万7,000円を増額計上するものでございます。

次に、地域支援事業費につきましては、令和4年人事院勧告を踏まえた給与法の改正に伴い、

本町においても、国の改正法律に準じた給与支給を実施するため、一般介護予防事業費10万5,000円を増額、包括的支援事業、任意事業費8万2,000円を増額計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)についてを起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第6、議案第63号、職員の定年等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第6、議案第63号、職員の定年等に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢を段階的に引き上げる等につき、関係条例に所要の改正を行うものです。

条例改正の内容説明に入る前に、まず定年延長に関する全体的な説明をさせていただきます。

議案書とともに配付しております資料の①定年延長制度の概要、「地方公務員法の改正に伴う定年引上げについて」という添付資料をご覧ください。この資料に沿って、まずはご説明させていただきます。

資料上段1及び2に記載のとおり、今回の地方公務員法の改正の背景、趣旨としましては、令和3年6月11日の地方公務員法の一部改正に準じて、令和5年度から定年年齢の段階的な引上げや管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や定年前再任用短時間勤務制などの導入が必要となり、少子高齢化、生産年齢人口の減少する中、高度複雑化する行政課題への確に対応していくため、能力と意欲のある高齢期職員を最大限活用しつつ、次世代に知識、技術、経験等を継承していこうという趣旨の下、本町でも法令に準拠して条例改正が必要となりました。

次に、3. 改正の内容のところで、(1) 定年年齢の引上げに関するところです。表のとおり、令和5年度から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳が定年年齢となり、定年引上げが完了します。

次に、(2) 管理監督職勤務上限年齢制の導入に関するところです。

定年引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織全体としての活力を維持するため、管理監督職に就いている職員を、管理監督職勤務上限年齢の60歳に達した日以後の次年度の4月1日までの期間に管理監督職以外へ降任させる役職定年制を導入します。

本町では、国の基準に準じて、非管理職の最上位である4級主幹への降任を想定しております。

続きまして、2ページ、(3) 勤務条件等と(4) 給与の取扱い、それから3ページ上段の(5) 定年前再任用短時間勤務制度・暫定再任用制度の導入に関するところです。

本来の退職年齢60歳以降、新たな定年年齢による定年退職を迎えるまでは常勤職員として現行の勤務形態を維持しますが、管理職の場合、職務の級としては、特例任用を除き原則役職定年となり、4級主幹の職階に降任となります。また、給与の取扱いのイメージ図のように、原則60歳以上の職員の給料月額が7割水準の措置となります。こうした重複減額により7割水準を割り込む場合は、管理監督職勤務上限年齢調整額が加算され、7割水準を全職員が維持することになります。

資料3ページ上段で、常勤職員として勤務できない場合は、定年前再任用短時間勤務を選択することができ、週3日から週4日勤務となります。

再度、資料の1ページにお戻りください。

表のとおり、新たな定年年齢を迎え、定年前再任用短時間勤務職員である期間を満了した場合、現行の再任用と同じく、本人の希望と選考により暫定再任用職員として65歳まで勤務すること

が可能となります。また、既存の再任用職員も暫定再任用職員となります。令和13年4月に65歳定年が完了するまでの暫定的な再任用ということで、この呼称が付いております。

次に、3ページの(6)退職手当についてです。

通常2年ごとに定年年齢が1歳ずつ段階的に引き上げられると、2年に一度しか原則退職金の支給はありませんが、定年前再任用短時間勤務職員として勤務することを選択した場合、一旦退職したことになりますので、退職手当の支給が生じます。その際の退職理由は、自己都合ではなく、定年を理由とする退職とされ、給料月額が7割水準となったとしても、退職手当算定の基礎額となる給料月額に関してはピーク時特例が適用されますので、退職金支給に関し、定年年齢の引上げで不利益を生じることはございません。

4ページ上段の退職手当の計算方法のイメージをご覧ください。

60歳直前まではピーク時特例での計算、それ以後の新たな勤務期間も給料月額7割措置がされた額での計算となり、その延長分の勤続年数も合算されます。

次に、4ページ真ん中あたりで(7)情報提供・意思確認制度の導入についてです。

定年年齢の引上げとなる予定の職員に対し、60歳以後に適用される任用や給与がこれまでと異なることから、今、ご説明させていただいております制度説明と、それから本人の勤務の意思を確認するため、情報提供・意思確認制度を導入します。

次に、4. 改正条例についてです。

本体の改正条例となる①職員の定年等に関する条例から⑨岬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例までの9本の条例改正があり、職員の再任用に関する条例も廃止します。

制度説明は以上となります。

続きまして、具体的な条例改正の内容です。これも別添の資料②条例改正の概要、職員の定年等に関する条例等の一部改正についてをご覧ください。また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

まず、資料②の1ページ、条例改正の目的についてです。

地方公務員法の一部改正の施行に伴い、職員の定年年齢を段階的に引き上げる等につき、関係条例に所要の改正を行うものです。

次に、2. 条例改正の主な内容についてです。

第1条、本体条例の職員の定年等に関する条例の一部改正です。ここでは、定年の段階的な引上げとして、令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ、令和13年4月に65歳での制度完成を規定するものです。

現行条例の定年年齢が63歳の職種の現業職についても、法令に合わせて、令和11年4月1日から令和13年3月31日の間は64歳を定年年齢とし、令和13年4月に65歳を定年とします。

それから、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を規定するものです。この部分は、管理監督職勤務上限年齢制の例外措置として、法令に準じて特定任用の規定を設けております。職務遂行上の特別の事情等がある場合の特例任用として勤務延長型特例任用を、それから特定管理監督群の特例任用として、異動可能型特例任用を規定する改正も含まれます。また、情報提供・意思確認制度や定年前再任用短時間勤務制度の規定もここに含まれます。

続きまして、資料の2ページ、第2条、職員の分限に関する条例の一部改正です。病気休職等に係る職員の分限に関する事務規定から、役職定年制による降任を除外するものです。

続きまして、第3条、職員の懲戒及び効果に関する条例の一部改正です。役職定年により降任する場合の減給額の上限を定めるものです。

続きまして、第4条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。この部分の条例改正は、再任用職員及び再任用短時間勤務職員の文言を定年前再任用短時間勤務職員に改め、地方公務員法の改正による引用条項及び文言を整理し字句修正を行いつつ、役職定年による降任について定めるものです。また、職員の給料月額について、特定日以降は7割水準とする規定も追加しております。

続きまして、第5条から第7条、職員の退職手当に関する条例の一部改正です。60歳に達した以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定します。退職手当の基本額の特例措置を追加するもので、いわゆるピーク時特例と言われるもので、制度改正による不利益は生じません。それから、再任用職員及び再任用短時間勤務職員の文言を定年前再任用短時間勤務職員に改め、過去の改正附則にさかのぼり、地方公務員法の改正による引用条項及び文言を整理し字句修正を行うものです。また、雇用保険法の一部を改正する法律の改正内容に準じて、概要に記載しておりますとおりの内容で条例改正を行います。

続きまして、資料の3ページ、第8条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。育児休業または育児短時間勤務をすることができない職員について、役職定年の適用除外され特例措置を受けている職員と規定し、再任用短時間勤務職員の文言を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

続きまして、第9条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。再任用短時間勤

務職員の文言を定年前再任用短時間勤務職員に改める規定改正です。

続きまして、第10条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。公益的法人等への派遣をすることができない職員について、役職定年を適用除外され特例措置を受けている職員とするものです。

続きまして、第11条、岬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。この改正は、地方公務員法の改正による引用条項を整理するものです。

続きまして、第12条、職員の再任用に関する条例に関しましては廃止とします。60歳に達した職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用できることを規定ができて、既存の再任用職員や新たな定年前再任用短時間勤務職員としての任期を満了した職員は、暫定再任用職員として65歳まで勤務できる規定ができるため、当該条例を廃止するものです。

最後に、3. 附則の部分です。

本条例の施行日は令和5年4月1日です。ただし、第5条、職員の退職条例部分の失業者の退職給付部分は、雇用保険法の一部を改正する法律の字句修正等に伴うものであり、その規定改正や定年引上げ制度に関する事前の勤務意思の確認などに関しては公布の日から施行とします。また、第1条から第12条までの各条例改正に伴う経過措置など、その施行に必要な規定を追記するものです。

大変長くなりましたが、条例改正に関する説明は以上です。

非常にボリュームのある制度改正で、追加議案として上程ぎりぎりまで組合説明や協議、改正条例の校正作業を続けていたため、追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 長い説明、お疲れさまでした。

私、さきほど職員組合との協議のことで、どこでお聞きしたらいいのかということを議長にもお尋ねしていたのですが、この職員の定年等に関する条例等の一部改正、この部分についても、職員組合との協議が必要であったということに言及がありましたので、その内容ですとか、結果的には妥結されたから出てきたとは思いますが、こういった協議経過であったか等、簡潔にお聞きできればというのが一つです。

それから、配付資料の①の1ページ目、一番下のところに(2)とありまして、ここを読んで

いと、いわゆる役職定年制を導入するタイミングがこれまでと変わると思ったのですが、そういう理解でいいのでしょうか。ちょっとここを、今までと変わるのは変わるのだけれど、今までの60歳になる年齢の方にとっての待遇がどうなのか。何か変わるようにも思えるのですけれど、そうでもないような気もするし、教えていただければと思います。お願いします。

○出口 実議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、職員組合との協議につきましてですけれども、職員組合とは一応、今回の人事院勧告の部分と、それから定年延長の部分に関しまして、一体的に協議を続けてまいりました。それで、定年引上げ、定年延長に関して、協議内容といいますか、ほぼほぼ制度説明が大半やったんですけれども、基本的には、制度内容は国の法令に準じて作っておりますので、今回の条例改正の内容に関しましては特に反対意見はなくて、特にその部分は問題ありませんでした。

最終的には、組合協議が整って、確認書を交わして、この場で条例改正の説明をさせていただいておりますので、職員組合としては、条例改正に関しましては、そのまま上程しても構わないということでした。あくまで今回の条例改正に関しましては、条例で大枠の規定制度を作っただけなので、あとは細かい規定に関しては、例えば降任に関しては4級主幹、非管理職の最上位ということなんですけれども、そのあたりも規則改正になりますので、まだまだ細かいところを決めていかないといけない部分もあります。あと話に上がってきたのは、高齢者部分休業という制度の関係のことです。

基本的には、60歳を超えると新たな定年延長された年まで常勤職員として働くことになるんですけれども、常勤職員としてフルタイムで勤務できない職員に関しましては、定年前再任用短時間勤務職員という形で枝分かれするんですけれども、もう一つ、まだ岬町では導入されていない制度で高齢者部分休業制度というのがあります。この高齢者部分休業制度というのは、おおむね55歳以上の常勤職員について、職員の任意の申請に基づいて、公務の運営上、支障がない場合、条例に基づいて任命権者が部分休業を認めることができるという制度なんですけれども、高齢者部分休業に関しましては、まだほかの大阪府下の団体でもそんなにたくさん導入されている制度でもなくて、どちらかという、勤務形態が明確になっていない部分がありまして、年間の勤務日数の半分、休暇ができて、その休暇する部分は、給料のほうは減額されるようなことになるんですけれども、実際、その制度を導入するかどうかというのは、ほかの団体の状況を確認しながら、今後、継続協議していくという形になっております。

先ほど申し上げました細かい規定とかに関しまして、これからの話でありますので、そうい

う細かい規定であったり、高齢者部分休業制度であったり、あと新しく協議をしていなかった課題が出てきた場合は、随時協議をするということで、確認書に明記して、妥結に至った次第でございます。

それから、二つ目のご質問の役職定年制のことなんですけども、役職定年制に関しては、基本的には60歳を超えて、次の年度から役職定年制が発生するというので、具体的に役職定年制が人事異動として発令するようになるのは令和6年4月1日の人事異動からということになります。それで、もともと今現在、普通の定年を超えて再任用職員として勤務されている方はたくさんおられるんですけども、もともとの勤務されている再任用職員に関しましては、名前が暫定再任用職員と呼び方が変わるだけで、中身は全く変わりません。あと、60歳を超えて役職定年になって、常勤をする職員はそのまま職員として常勤の勤務形態をします。常勤ではなく、週3日とか週4日とかの定年前再任用短時間勤務職員を選ぶ場合は、今の現行の再任用短時間勤務職員と同じ勤務条件で勤務していただくこととなります。

説明は以上です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 何か雇用の仕方というか、働き方というか、いろいろ複雑になってきて大変だなと思いながら聞いていたのですが、(2)の役職定年のことなのですけれども、これを読んでいると、60歳に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの期間に降任させる役職定年制を導入としますというところを読んで、そこが私にはよく分からなくて、例えば私が年度の途中で誕生日を迎えて60歳になった。その日の翌日から同日以降の最初の4月1日までの間ということだから、そのときにもう降任になると、そういう意味なのですか。ちょっと私、ここの日本語の読み方がよく分からなくて、何か皆さんの中に、今年度中に60歳になる方がおられますけれども、その方は役職に就いているというか、えらい立場じゃないですか。その人が誕生日を迎えたらそうでなくなるという意味なのか、何かちょっとここがどう理解していいのかよく分からなくて、教えてもらいたいです。

○出口 実議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

ちょっと先ほどの回答がずれていたかもわからないんですけども、60歳の誕生日を迎えて、その日以降の最初の4月1日までの期間ということで、実際、人事異動を発令するのは、うちの場合、大体4月1日付の人事異動を3月後半に内示で出すのですが、発令的には誕生日を迎えた翌日すぐにできるわけでもなくて、あくまで全職員に関する人事異動を発令するときに入れてし

もうということで、一応、期間的には最初の4月1日までの期間に入るような形で、最後の最後に通常の人事異動と併せて、役職定年を反映した人事異動をするという意味でございます。

○出口 実議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ちょっと細かいところで申し訳ないのですが、本会議での場でのご説明の部分なので、念のために確認させてください。

資料②の条例改正の概要の2. 条例改正の主な内容で、定年の段階的な引上げの二つ目の丸、ここの説明のところ、「現条例の定年年齢が63歳の職種（現業職）についても、法令にあわせて、令和11年4月1日から令和13年3月31日の間は64歳を定年とし、令和13年4月に」の次のところが、すみません、私の聞き取り違いだったら申し訳ないですが、63歳という発言をされたように聞こえたのですが、これは65歳定年というので間違いはないですよ。

○出口 実議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 谷地議員のご質問にお答えします。

説明をこの概要に沿ってそのまま読んだつもりだったんですけども、ひょっとしたら、何か間違ってしまったかもしれません。一応、正職員と同じく、最終65歳の定年を完成するのが令和13年4月ですので、63歳ではなく、65歳です。すみませんでした。

○出口 実議長 よろしいですか。

ほかの議員さん、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成なので、反対の方。

○出口 実議長 賛成ですか。反対はございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第63号、職員の定年等に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

内容にもございましたが、やはり役所の職員さん、高度な知識を持たれている、この方の有効なお仕事をしっかりと進めていただく、こういう提案だと理解しております。

まだまだ働ける方、しっかりと働いていただいて、よりよい岬町をつくっていただきたいと期待するものであり、賛成とさせていただきます。

○出口 実議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号、職員の定年等に関する条例等の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第7、議案第64号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第7、議案第64号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和4年人事院勧告を踏まえ、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付しております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきます。また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

では、概要資料の1ページ、表面の上段、①岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、期末手当の支給月数の引上げ0.1月と翌年度の6月期、12月期の賞与の支給月数の均等化です。

一覧表に基づいてご説明いたします。

表は3段で示しております。上段は現行、中段は令和4年度の改正後、下段は令和5年度の改正後の議会議員の期末手当の支給月数を示しております。

現行は、6月期、12月期とも2.125月、合わせまして4.25月の支給月数でございます。ただし、改正後の令和4年度では、6月期の支給は済んでおりますので、人事院勧告を踏まえ、0.1月分を12月期に加え、12月期は2.225月、合計で4.350月の支給、現行より0.1月の支給月数の増となります。

次に、下段改正後の令和5年度の部分をご覧ください。

次年度以降は6月期と12月期の期末手当支給月数を現行から0.05月ずつ均等に引き上げ、それぞれ2.175月分ずつの同月数での支給とし、現行の賞与支給月数合計より0.1月分の増となります。

最後に、附則の内容でございます。議案書裏面の改正案文をご覧ください。

附則第1項は、本条例は公布の日からの施行とし、第2条の支給月数の均等化につきましては、令和5年4月1日からの施行としております。また、附則第2項は第1条の令和4年12月期の0.1月の支給月数の引上げが可能となるよう、賞与算定の基準日である12月1日から適用できるようにするものです。

最後の附則第3項につきましては、期末手当の内払規定で、改正前の現行割合で支給された期末手当は内払い、部分払いとみなし、差額支給による清算ができるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は以上です。

一般職の職員の給与に関する条例改正等に関する職員団体との協議が長引き、例年、一体として上程させていただいております3本の報酬、給与条例が追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 反対ですか。どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第64号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の提案は、先ほど説明とともに語られたとおり、人事院勧告を受けて、3本一体にということでの提案ですけれども、職員組合との協議が長引いたという事情もお察ししますが、私ども議会議員が受け取る一時金、期末手当に関わるものなのですね。

それで、一切、議会内で相談をあまりしたこともないですけれども、相談もしていないという状況もありますし、また、これは官民較差を基にして人事院勧告が出されてということで、それに準じるということは理解いたしますが、やはり今、コロナ禍の下にあって、高齢者の皆さんにとっては年金の削減、それから75歳以上の方にとっては一部の方、一部でもない、一定の割合の方が医療費の窓口負担の2倍化を強制されていたり、また物価の異常な高騰の下で、住民生活が非常に苦しくなっているという状況にあるので、そういった状況から見て、住民の理解が得られないというふうに考えますので、この提案には賛成できません。

○出口 実議長 賛成討論の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 反対。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第64号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、先に討論されました中原議員の言われたとおりでもございますし、人事院勧告を基にという提案でございますが、私の感覚と大きな違いがございます。まだまだ世間の風潮は厳しいものと認識しておりまして、プラス改定するには抵抗感があります。よって、反対とさせていただきます。

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第8、議案第65号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第8、議案第65号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和4年人事院勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容は、先ほどの概要に沿ってご説明させていただきます。

お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

それでは、概要資料の表面の下段、②特別職、町長、副町長、教育長の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、先ほどの岬町の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の内容と全く同じで、期末手当の支給月数の0.1月分の引上げと、議会の賞与の支給月数の均等化でございますので、説明は省略させていただきます。

附則の部分につきましても、議案書裏面の改め文をご覧ください。

附則も、先ほどの議会議員の報酬条例と全く同じで、公布日からの施行、令和5年4月からの支給月数の均等化、令和4年12月期で0.1月分の支給月数の引上げの適用、期末手当の内払規定で、差額支給による精算ができるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は以上です。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成、反対。

○竹原伸晃議員 反対です。

○出口 実議長 反対ですか。どうぞ。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第65号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

当事者を目の前にして大変申し訳ないのですが、理由については、先ほど議案第64号でも申しましたように、人事院勧告の内容と私の認識に少し違いがあると思うところがございます。

三役の特別職のことでございますから、心苦しいところではございますが、これが町長一人の話でしたら、町長はこういう提案はなされなかったのではないかとも思っておりまして、今後、景気が実感して良くなったときに上げていただくというのが本筋だと、このように思いますので、今回は反対とさせていただきます。

○竹原伸晃議員 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第9、議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和4年人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の勤勉手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。

概要資料の裏面、2ページ、③一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

改正内容は、勤勉手当の支給月数の引上げと、全体平均改定率0.3%の給料表の刷新です。

概要資料2ページの一覧表をご覧ください。

まず、現行の正職員のほうの勤勉手当ですが、現行では6月期、12月期とも0.95月で、勤勉手当支給月数の小計は1.9月、期末手当を合わせますと、賞与合計で4.3月分の支給となっております。

改正後の令和4年度では、人事院勧告に準じ、勤勉手当支給月数を0.1月分の増とするため、12月期の勤勉手当支給月数は1.05月、勤勉手当支給月数の小計は2.0月で、期末手当の支給月数を合わせて、賞与全体の支給月数の合計を4.4月とするものでございます。

改正後の令和5年度では、勤勉手当の支給月数を6月期、12月期とも1.0月ずつとし、支給月数の均等化を図るものです。

次に、再任用職員でございますが、勤勉手当の支給月数が0.05月の引上げ勧告となっております。現行の勤勉手当支給月数は、6月期、12月期とも0.45月で、勤勉手当支給月数の小計0.9月で、期末手当を合わせますと、賞与支給月全体で2.25月の支給となっておりますが、令和4年度の改正後は令和4年12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、令和4年度の賞与全体の支給月数を2.3月とするものです。また、令和5年度の改正後では、勤勉手当支給月数を0.025月ずつの増とし、均等化を図ります。

次に、任期付職員でございますが、再任用職員と同じく、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、現行の賞与全体の支給月数2.35月から2.4月に引き上げるものです。

なお、会計年度任用職員には勤勉手当の支給規定はございませんので、職員の賞与の支給月数の改定はございません。

次に、月例給の部分に関してでございます。

概要資料の3ページの下段をご覧ください。

月例給の令和4年人事院勧告内容としましては、民間給与との格差921円を解消するため、月例給に関しましては、全体平均改定率0.3%の改定です。20歳代半ばに重点を置き、若手職員まで改善が及ぶように、令和4年4月1日に遡及して、一般職及び教育職給料表を刷新するものです。これが別表第1と別表第2の条例改正となります。

再任用職員の給与月額は今維持の勧告内容ですが、正職員の処遇に準じている任期付職員に

関しては、令和4年4月1日に遡及して新給料表を適用します。

次に、議案書裏面の第1条、改正部分をご覧ください。

条例第4条の4の規定で、任期付職員の給料月額を2級、25万1,100円としておりましたが、今回の一般職の給料表の改定に準じて、初任給の給料月額を25万2,200円、1,100円の増とします。また、今回の条例改正をご承認いただけた場合は、一般職の職員の給与に関する条例施行規則で規定しております任期付職員の給料表を本条例の一般職の職員の給料表と同額に刷新する規則改正を予定しております。

なお、会計年度任用職員の報酬に関しましては、本年10月1日からの最低賃金改正等を実施しておりますので、新給料表の適用は令和5年4月1日からとしております。

最後になりますが、附則についてご説明します。

改正条例附則第1項から第4項に関する部分でございます。

まず、附則第1項としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の関係、2回の賞与支給の同月数下に係る規定は令和5年4月1日の施行としております。

附則第2といたしまして、第1条部分、つまり月例給の給与表の改定等につきましては、令和4年4月1日に遡及適用する内容となっております。

附則第3項は、内払規定でございますので、本議会で議決賜りましたら、条例公布後に差額支給による精算として支給するものでございます。

最後に、附則第4項ですが、会計年度任用職員の報酬に関しては、新給料表を遡及適用せず、令和5年4月1日からの適用とするものです。

改正の内容は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 この案件についても、職員組合との協議状況をお聞きいたします。

プラス改定となっている部分が多く見受けられるように思いますが、穴が開いているというか、不十分な点があるということも同時にお見受けいたしますので、組合との協議の状況はいかがだったか、お聞きしておきたいと思っております。お願いします。

○出口 実議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

職員団体との協議の内容に関しましてです。

職員組合との協議に関しては、11月あたりから5回ほど、いろんな協議をしてきました。今回の人事院勧告の内容としましては、給料表の増額改定、それと勤勉手当の支給の増ということで、正職員と再任用職員に関しましては、人事院勧告によって何月にしなさいということで、今回、条例改正どおり、そのまま人事院勧告が出ていますので、その部分に関しましては特に協議はなかったんですけども、人事院勧告で決まっていない会計年度任用職員と任期付職員の処遇に関してどうするかということで、いろんな協議を組合と重ねました。

今回、結論的には、任期付職員に関しましては、専門職であり、正職員に準ずるという形で、正職員と同じく、新たな給料表を令和4年4月1日にさかのぼって遡及する形で、もちろん、もともとの勤勉手当の支給の規定がございますので、勤勉手当も再任用職員に合わせて0.05月上げるような形で、今回、条例改正の上程をさせていただいております。

最後に残っている職種で、会計年度任用職員さんの部分の処遇に関しまして、いろいろどうするかということで組合と協議し、勤勉手当に関しましては、もともと条例として規定がございませんので、今回、人事院勧告としては勤勉手当を上げるという形になっておりますので、賞与に関しては何もしない。ただ、職員組合としては、期末手当に関しては、もともと制度発足の当時から財政状況等を鑑みて、正職員の半分程度ということで、再任用職員と同じく、期末手当に関しての支給月数は抑制されているような状態だったので、勤勉手当が上がるような人事院勧告が出ているが、期末手当を上げられないかという提案が職員組合からありました。大阪府下の近隣団体を調べてみると、もともと規定がないので、そこまでは期末手当の増額支給までしては払いません、今回、勤勉手当の改正なので賞与に関しては何もしませんというのが大半の大阪府下の市町村の状況でしたので、その部分に関しても、一応、調査をして、賞与に関しては何もしませんということで、組合にも了解はしてもらいました。

あと、月例給に関することなんですけども、今回、条例の附則のほうで、最後に会計年度任用職員の給料表の遡及に関しては、正職員と同じく、令和4年4月1日ではなく、来年令和5年4月1日から適用するという形でしております。中身的には、会計年度任用職員に関しましては、1会計ごとの契約ということで、来年4月1日に再度、契約更新あるいは新規の会計年度任用職員を任用するときに、来年、新しく雇用したりするときに、新しい給料表を適用するという形にしております。もちろん、もともと制度設計しているときから、会計年度任用職員に関しては、継続している方に関しては、昇給で1号級上がるような形で制度設計をしておりますので、職員と同じく、令和4年4月1日からの遡及はできませんが、来年令和5年4月1日に契約更新するときに1号昇給プラス新たな給料表を適用するよう組合と協議をしました。それで、最終的には、

大阪府下の他団体を見てみると、6割以上、来年の4月1日、契約更新のときに適用するというのが過半数を超えていましたので、その部分も併せまして、組合と協議して、今回、会計年度任用職員の処遇を決定させていただいた次第です。

○出口 実議長 よろしいですか。

ほかの議員さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、反対、賛成。

○中原 晶議員 賛成です。

○出口 実議長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、意見を申し上げて、賛同したいと思います。

先ほどの質疑に対して、穴が開いている部分、処遇の改善が必要な部分については、答弁をお聞きしておりますと、十分、ご自覚されておられるのだろうなということをお察しいたしました。

多少、言い訳めいて、来年度、継続していたら1号級上がるとか、最低賃金も上がっていますから、そういうことももちろんあるのですが、ただ、会計年度任用職員に限らず、物価の高騰に追い付いていないわけなのですよね、実は全体として。そういう問題がありますから、十分とは言えないまでも、少しでも職員の皆さんの処遇の改善につながり、そのことが労働意欲が増すということになり、そして、ひいては住民の皆さんのサービスが改善されるということに結び付けていくものになっていくことを期待して、さらに処遇の改善を努力いただきたいとお願い申し上げます、賛同したいと思います。

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立により

採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第10、議員提出議案第3号、岬町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 議員提出議案第3号、岬町議会委員会条例の一部改正についてを地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者 岬町議会議員 坂原正勝

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 奥野 学

松尾 匡

谷地 泰平

早川 良

道工 晴久

瀧見 明彦

竹原 伸晃

反保多喜男

中原 晶

辻下 正純

以上であります。

提案理由は、常任委員会の運営の活性化を図り、十分な審議を行うため、常任委員の任期を見直し、本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

裏面の条例案をご参照願います。

岬町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、「1年」を「2年」に改める。

なお、附則としまして、この条例は令和5年5月1日から施行するという改正内容でございます。

参考までに、新旧対照表を付けておりますので、ご参照ください。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第3号、岬町議会委員会条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第11、議員提出議案第4号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第4号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者 岬町議会議員 竹原伸晃

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 辻下 正純
反保多喜男
早川 良
瀧見 明彦
奥野 学
道工 晴久

以上であります。

提案理由は、議会議員報酬は、議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日から、それぞれ日割りで支給されるものであるが、離職したときには、その当月分まで支給されている。これを離職したときも、離職の日までの日割りで支給されるよう改正するものです。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

裏面の条例案をご参照願います。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）の一部を次のとおり改める。

第2条中、第2項及び第3項を次のように改める。

2、議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により離職したときは、その日までの議員報酬を支給する。ただし、離職の月において再び議員となった場合は、引き続き在職するものとみなして議員報酬を支給し、離職の月において、本町の条例の適用を受ける常勤の職員となった場合は、職員となった日の前日まで議員報酬を支給する。

3、前2項の規定により、議員報酬を支給する場合であって、日割り計算を必要とするときは、その月の現日数を基礎としてこれを行う。

なお、附則としまして、この条例は令和5年5月1日から施行するという改正内容でございます。

参考に、新旧対照表を付けておりますので、ご参照ください。

なお、質疑に対する答弁は自席で行います。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この提案理由を見ていると、合理的な、納得できるものであるというふうに思いました。ただ、提出時期が今になったのはなぜか、その提出時期についてお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの坂原議員の質疑に答弁させていただきます。

提案の時期が今になったのはなぜかといったことですが、まさにこの提案をさせていただく背景とといいますか、議論が国会の中でありました。というのは、国会議員の報酬のことではございません。文書通信交通滞在費というところで、前回の衆議院議員選挙の後すぐ、文通費と呼ばれるものが100万円、その前の月といたらいいのですか、1日在職したことに関して、これはいかなるものかという国民の意見を反映して、これが国会の審議の中でいろいろ与野党を交えて意見を調整して、実際に日割りで支給されるというふうに決定された、その様子をうかがっておりました。そのきっかけを見まして、当町に当てはまるものがないのかどうかというふうに勘案したところ、見当たりましたので、今回の提案とさせていただいている、そういう背景でございますので、特にこれに当たることというのはあるかもわかりませんが、私たちの、自分たちのことでございますので、ぜひこの機会に条例改正を行いたいと思ひ提案させていただいております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁によりますと、国会の動きを見て、岬町議会にも必要だという必要性を感じて上程したということですが、衆議院選挙は去年行われたわけで、去年から見て、今年の12月議会になったという理由は何でしょうか。答弁をお願いします。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの質問について答弁させていただきます。

確かに、そういう事案があったのは昨年ですが、こうしようと。私は維新の会の議員でございますので、領収証を公開しろとか、いろいろその他、文通費について注文するところがございますが、結局、折り合ったところは支給を日割りにするというところで、国会議員が折り合っておりまして、それが決定したのがずっと後で、今年の半ばぐらいの話でして、それを受けての提案となっておりますので、現在となっております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 賛同者が6名の議員として署名されておりますが、これ以外の議員には事前に打

診はしなかったのか、この6人があるので、あとはもう必要ないとして話を持っていかなかったのか、その辺はいかがでしょうか。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの質疑に関しまして答弁させていただきます。

確かに、全員のところに、こういった理由で改正させていただきたいと回らせていただければよかったのですが、改正内容が火を見るより明らかといいますか、皆さん、賛同していただけるものだというふうにも思っていますし、また改正に関しまして、議会事務局、また文書作成の部局にも見ていただいたり、結構、時間を要しまして、12月議会の最初のほうで話がまとまっておれば皆さんに回れたのですが、ちょっと時間的な余裕がなく、このようなことになりましたことを少し反省しておりまして、その点、本日の議会でしっかりと答弁させていただこうと思いますので、分からない点があれば、引き続き質疑いただければと思います。

○出口 実議長 ほかの議員さん、質疑はございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 提案者に質問をいたします。

まず、新旧対照表なのですが、私は形から入る人間なのかよく分からないのですけれども、よく新旧対照表はアンダーラインを引いてあるじゃないですか。これは引いていないのです。それで、中身を見ても、似たようなことを書いてあるのだけれど、中心点ですね、「当月分」というところが「その日まで」となっていたりというようなことで、どうしてこういうことになったのか、ちょっと何というか、作り方が何かうまく理解できなくて、新旧対照表の見方というか、これはもう第2条の2項、3項を全面的に変える必要があったというふうに考えるべきなのか、考え方についてお聞きしたいというのが1点目です。

それから、新旧対照表の中でというか、今回の提案の中で、「離職の月において再び議員となった場合は、引き続き在職するものとみなして議員報酬を支給」と。これは旧のほうと変わらなかったと思うのですが、この解釈は、一月分の議員報酬を支給すると理解していいんですよねという念のための確認が2点目です。

それから、三つ目なのですが、離職の月において、本町の条例の適用を受ける常勤の職員となるという場合には云々と書いてあるのですけれども、これは具体的にはどんな現象なのかというのがうまく理解できなくて、具体例があれば、教えていただけたらと思います。お願いします。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの中原議員の質問に答えさせていただきます。

新旧対照表の形についてでございますが、実際、そういえばアンダーラインを引き忘れておりますが、変わっているところを見ていただければと、ご理解いただきたいと思っております。

「その日まで」というところを「日割り計算」と。「日割り計算」というところが重要でございまして、離職されたときは日割り計算というところで作ったように思いますので、アンダーラインがないということをご理解いただきたいなと思っております。

一つ目の質問についてはこのような回答で申し訳ございません。

二つ目の質問で、「離職の月について」云々と書いておりますが、これは元から議員報酬の条例に書かれていたことで、三つ目もそうなのですが、「常勤の職員になった場合」という、そういう例というのが私はちょっと分からないということでございますが、ここに書かれているのは、一つ条例をずらしているのです、このように書かせていただいておりますといたことでございまして、実際に改正するのは、その月に支払われていたのを日割りに計算する内容だけでございますので、そのようにご理解いただいて、実際のどういう場合を想定されるというのは分かりかねます。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 これ、昭和32年に制定された条例ということですから、私も条例は、用事のあるときに用事のある条例を例規集で確認するという辞典のような見方しか普段からしませんので、改めてこうして新旧対照表を見て、そして例規集を見てというふうに確認をさせていただいてまして、私もよく分かっていないのですが、旧のほうに、第2条の2項として、「前項の規定により議員報酬を支給する場合であって、日割り計算を必要とするときは」というふうに書いてあるわけですね。ですから、旧のところ、日割り計算ができるということが書かれているのかと思ったのですけれども、だから別に日割計算すればいいのではないかと思うのだけれど、そういうことにはならなかったのでしょうか。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 中原議員の質問に答えさせていただきます。

ここには新旧対照表ということで、2からしか載っていないのですが、その一つ前に、確認していただければいいのですが、日割計算をするのは、議員となったときは日割計算というような内容のことが書かれてございまして、辞めるときは当月分、1日に在職していたら、例えば12月でしたら12月1日に在職しておれば、その月の分が支払われるといったことは、そこに日割りにかかっているのではなくて、それを日割りにかけるという作業でございまして、このような改正になっております。

○出口 実議長 よろしいですか。

ほかの議員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第4号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第12、議員提出議案第5号、消費税インボイス制度の中止を求める意見書についてを議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 議員提出議案第5号、消費税インボイス制度の中止を求める意見書。

標記の議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和4年12月21日提出。

提出者は、私、岬町議会議員、松尾 匡。

賛成者は、以下のとおりです。

岬町議会議員、敬称を略させていただきます。

奥野 学、中原 晶、谷地泰平。

以上であります。

趣旨説明として、別紙を朗読させていただきます。

消費税インボイス制度の中止を求める意見書。

コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機により日本経済が低迷する中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施が進められております。

インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスへの取引排除や単価引下げを誘発し、事務と消費税負担の増加にもつながります。消費税の納税事業者に新たな負担を強いる制度は、さらなる倒産、廃業の引き金となり得ません。

インボイス制度によって新たに2,480億円の消費税収が増えると財務省が試算するように、実施されれば消費者の負担が増えます。

シルバー人材センターについても、会員はインボイスの発行を求められますが、財政の現状を鑑みれば、配分金に消費税分を上乗せすることは困難です。そのため、インボイス制度実施の見直しなどを求める意見書が多数の地方議会で採択されております。また、地方自治体もインボイスの発行が必要ですが、そのためには膨大な行政コストが発生してしまい、自治体業務の効率化や財政健全化にも逆行しかねません。

このまま2023年10月に制度実施を強行すれば、大きな社会的混乱を生み出します。この点を危惧して、業界団体や税理士会なども中止、凍結を求めています。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月21日

大阪府岬町議会

提出先は、内閣総理大臣であります。

以上であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

訂正がございます。

上から6行目、「消費税の免税事業者」というところを先ほど「納税事業者」と私は誤って申し上げました。訂正して、お詫びを申し上げます。正しくは「消費税の免税事業者」でございます。よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの議員提出議案第5号につきまして、何点か質疑させていただきます。質問3回ですので、3回質疑させていただければと思いますが、このインボイス制度の話につきましては、9月の議会、28日でしたか、最終日において、シルバー人材センターのことに関し

まして、坂原議員のほうからも意見書を出していただいて、満場一致で可決したということがございますが、そのときにもお聞きしたのですが、インボイス制度の中身、この提案者に関しまして、どのように受け止めているのか。どこが問題になっていて、このような意見書を作るのか、その認識をお聞きしたいのです。まず1点目の質問はそこでございます。よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 竹原議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まずは、問題になっているところでいえば、先ほどの趣旨説明でも説明はさせていただいたとおりなのですが、大きくは二つありまして、免税事業者に大きな負担が生じるということ、そして2点目は、課税事業者にとっても業務やコスト増加が懸念されるということでもあります。さらに言うと、今の現状ですね、コロナ禍や物価上昇、そしてウクライナ危機によって、今、日本経済が低迷しているという観点を総合的に判断して、今、このインボイス制度を進めていくよりも、一旦中止をして、状況を見ながら考えていくべきではないかという趣旨でございます。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、2点目の質問に移ります。

このインボイス制度に関しましては、私自身も中小企業の経営者でございますので、かなり勉強しているところではございますし、また業界の中でも様々な勉強会なりを開催して、実施に向けて取り組んでいるところが大半でございます。

その旗振り役といいますのは、やはり政府でございまして、政権与党を構成しておられます自民党、また公明党が進めてきたこの制度に関しまして、提案者に限りましては、私の認識によると、自民党の党籍を持たれている議員かというふうに思っておりますが、その方がこのような提案をするのはいかがなものかと思っておりますが、そこに矛盾はございませんか。聞かせてください。よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 竹原議員の質問にお答えいたします。

政府与党が動いてこの制度を実施しようとしている、これは間違いない事実であります。しかしながら、私はあくまでも岬町議会議員であります。町の現状を把握して、それに課題と思ったことに関してはしっかりと発言をして制度を変えていく、もしくはより良くしていく、それが私の仕事でありますので、私は党には関係なく、この議案が町に今適しているかどうかというのをしっかりと判断した上で、議案等々、それぞれの判断をしていますので、今回はこういうふうな

意見書を提出したというのは、先ほど来からお伝えしているような理由で提案しております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの答弁をお聞かせいただきました。なるほどといった内容でございます。そうしましたら、最後の質問でございます。

この意見書の中に、読ませていただくと、下段のほうで、「このまま2023年10月に制度実施を強行されれば、大きな社会的混乱を生み出します。この点を危惧して、業界団体や税理士会なども中止、凍結を求めています。」と書かれておりますが、この「業界団体」というのはどのような団体であるのか、分かっていたら、どのようなところか教えていただきたいと思っております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 竹原議員の質問にお答えしたいと思っておりますが、様々というのは、私も調べたのですが、今、手元にその資料がありませんので、ここだというのは申し上げられませんが、確かに多数、そういうふうな中止であったりとか凍結というのは行われているのかなというふうに認識しております。

○出口 実議長 よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対か、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○出口 実議長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私は賛同の署名もさせていただいておりますが、改めて賛同する立場で、議員提出議案第5号、消費税インボイス制度の中止を求める意見書について、討論に加わりたいと思っております。

このインボイス制度が実施されれば、免税事業者にとっては重大な窮地に追い込まれるということは先ほどの意見書案の提案のとおりであるというように認識をしております。意見書で述べられているとおり、さらなる倒産、廃業の引き金となりかねないという懸念を強めております。

先ほどの質問に答えるという立場にはありませんが、業界団体について申し上げますと、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、中小企業家同友会全国協議会といった業界団体が中止や延期を要望していることは確認されておりますし、それ以外にも、いろいろクリエイターという立場の職業の方々ですね、そういった方々も大きな反対の運動を起こしていると、クールジャパンを守れという取組もなされているところも鑑みまして、このインボイス制度は中止するべきだという立場であります。賛同いたします。

○出口 実議長 ほかにも賛成、反対の討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第5号、消費税インボイス制度の中止を求める意見書について、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○出口 実議長 起立少数であります。

よって、議員提出議案第5号は否決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第4回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 3時25分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年12月21日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 早 川 良

議 員 竹 原 伸 晃